

② 「地域集会所限定」省エネ施設整備支援事業補助金を交付します

問・申 総務課(内線 132)

地域集会所に省エネ効果の高いエアコンを導入する際の整備費用を補助します。

対象設備 (1)、(2)のいずれかの条件を満たすエアコン

(1)目標年度：2027年度基準で、統一省エネラベル3つ星以上かつ省エネ基準達成率100%以上

(2)目標年度：2010年度基準で、統一省エネラベル4つ星以上かつ省エネ基準達成率114%以上

補助金額 整備費用の5分の4以内

申請方法 着工の前に窓口で直接申請してください。

申請期限 令和6年1月31日(水)

※予算に限りがありますので、期限前に終了する場合があります。

③ 皆さんの意見をお聞かせください～パブリック・コメント手続制度～

問・提出先 観光課(内線 516) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1

FAX 0296-77-1146 メール info@city.kasama.lg.jp

次の案件について、パブリック・コメントを行います。「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は市ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で案を閲覧できます(市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索)。

皆さんのご意見、ご提案をお聞かせください。

案件名 第3次笠間市観光振興基本計画(案)

案の趣旨

本市の観光入込客数は合併以降増加傾向で推移してきたものの、2020年の新型コロナウイルス感染症流行により、イベントの多くが中止もしくは規模縮小を余儀なくされ、市内観光産業は大きな打撃を受けました。

今後は、コロナ禍で顕在化した観光産業の課題を踏まえながら、コロナ前へ復興させるだけでなく、観光産業が持続可能な形で発展を続けていけるよう観光振興を進める必要があります。

このような背景から、観光消費の拡大と観光をきっかけとした地域経済の活性化により持続可能な観光都市を目指していくため、今後5年間の笠間市の観光振興に関する方針、基本的な方向性を明らかにする「第3次笠間市観光振興基本計画」を策定するものです。

意見の提出方法 窓口で直接または郵送、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

意見募集期間 6月2日(金)～21日(水)

※いただいたご意見は、市から回答するとともに市ホームページに掲載します。

④ 水道メーター交換期間のお知らせ

問 笠間市上下水道お客さまセンター Tel 0296-87-2231

市の水道メーターは、水道の使用量を正確に計量するため、計量法に基づき一定期間(8年)での交換が義務づけられています。

そのため、有効期限を迎える交換対象の方には、「水道メーター交換について」の葉書を郵送していますので、内容のご確認をお願いします。

なお、葉書が届いていない方は、次年度以降が交換の対象となります。

メーター交換期間 6月中旬～12月中旬

※期間内に市発行の身分証明書を携帯した市指定給水装置工事店の作業者がお伺いします。

交換工事費は無料です。